

平成18年5月23日

各 位

会社名 松尾電機株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 清水 巧
コード番号 6969 大証市場第2部
問合せ先 執行役員総務・経理部門長 竹野井 薫
TEL (06)6332-0871

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第57回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成17年3月に導入した執行役員制度の定着等に伴い、現行定款第17条及び第27条において、取締役及び監査役の員数に上限を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うとともに、各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、定款第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため定款第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

法務省令に基づき、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるように対応し、コスト削減に資することができるよう、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会、取締役会及び監査役会の議事録に関する手続きは、会社法第318条第1項、第369条第3項、第393条第2項及び法務省令に規定されているため現行定款第16条、第24条及び第34条を削除するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要な場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができる旨の規定を現行定款第23条(決議)に追加するものであります。

会社法第329条第2項に基づき選任した補欠の監査役が就任した場合の任期に関する規定を現行定款第29条(任期)に追加するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

その他、会社法に基づいて規定の加除・修正や用語の変更をし、併せて字句の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 6月29日

定款変更の効力発生日 6月29日

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条) (条文省略) (本店の所在地) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 78,383,013株とする。 <u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条) (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 78,383,013株とする。 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 1 0 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式の取扱)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式の取扱い)</p> <p>第 1.1 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会において決定し、公告する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1.2 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項その他定款に別段の定めのある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることできる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第 1.1 条 定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第 1.3 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 1.4 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集権者)</p> <p>第 1.2 条 └──────────┘ (条文省略)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 1.3 条</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第 1.5 条 └──────────┘ (現行どおり)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 1.6 条</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。 商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、株主総会で議決権を行使せしめることができる。ただし、株主または代理人となる者は、株主総会ごとに代理権を証する書類を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、その就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 当社は、<u>取締役会の決議により</u>代表取締役を定め、<u>取締役会の決議により</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役相談役</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第 21 条 (条文省略)</p> <p>(招 集) 第 22 条 取締役会を招集するには、会日から2日前までに各取締役及び各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して会議を開くことができる。</u></p> <p>(決 議) 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>(新設)</p> <p>(議 事 録) 第 24 条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>(報 酬) 第 25 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(顧問及び相談役) 第 26 条 会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、<u>取締役会の決議をもって</u>顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 27 条 当社の監査役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(選 任) 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行なう。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 取締役会は、<u>その決議によって</u>代表取締役を選定する。 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役相談役を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(招 集) 第 25 条 取締役会を招集するには、会日から2日前までに各取締役及び各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(決 議) 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(報 酬 等) 第 27 条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(顧問及び相談役) 第 28 条 会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、<u>取締役会は、その決議によって</u>顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 29 条 当社の監査役は<u>4名以内</u>とする。</p> <p>(選 任) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第 29 条 監査役の任期は、その就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任 期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(常勤監査役) 第 30 条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会) 第 31 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会) 第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(招 集) 第 32 条 監査役会を招集するには、会日から 2 日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して会議を開くことができる。</u></p>	<p>(招 集) 第 34 条 監査役会を招集するには、会日から 2 日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(決 議) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	<p>(決 議) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>
<p>(議 事 録) 第 34 条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報 酬) 第 35 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第 36 条 当会社の営業年度は、1 力年を 1 期とし、毎年 3 月 31 日を決算期日とする。</p>	<p>(事業年度) 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>(利益配当金) 第 37 条 <u>利益配当金は、毎決算期日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 <u>当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>(除斥期間) 第 38 条 <u>利益配当金が、支払開始の日から満 3 力年を経てなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> 未払の利益配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(除斥期間) 第 39 条 <u>剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 力年を経てなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> 未払の剰余金の配当には、利息をつけない。</p>